

平成 20 年 3 月 13 日  
総務部長発言要旨（配布）

「予算使い切り」の是正について

- 年度末を控え、不要不急と思われる消耗品や備品の購入、工事や委託の発注、変更契約が行われているとの報告があった。
- いわゆる「予算使い切り」については、これまで度々是正周知してきたところであるが、今なお行われているとすれば誠に憂慮すべき事態である。
- ついては、平成 19 年度予算に係る支出負担行為の決裁にあたっては、事務決裁規程第 15 条の 2 に基づき、上司に報告させること。また、上司は、当該支出が予め計画されていた支出か、この時期に真に必要なか、必要最小限の量、金額となっているか等、予算の効率的効果的な執行という観点から判断し、適切な指示を行うこと。
- また、旅行命令にあたっては、その必要性を精査すること。

（参考）

- ・ 事務決裁規程第 15 条の 2（報告義務）  
「専決したものは、必要があると認めるとき、又は上司から報告を求められたときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない」
- ・ 予算執行の手続きである支出負担行為の決裁権者は、本庁においては事務決裁規程の定めるところにより、金額に応じて知事から室長（課長）となっているが、実施細目の定めるところによりさらに委任されており、室長（課長）専決事項の一部については、グループ長（課長補佐）又は総括主査が専決することになっている。
- ・ 出先機関における支出負担行為の決裁権者は、処務規程の定めるところにより、所長から主査（総括）になっているが、所長、次長の決裁事項は極めて限られている場合が多いと思われる。